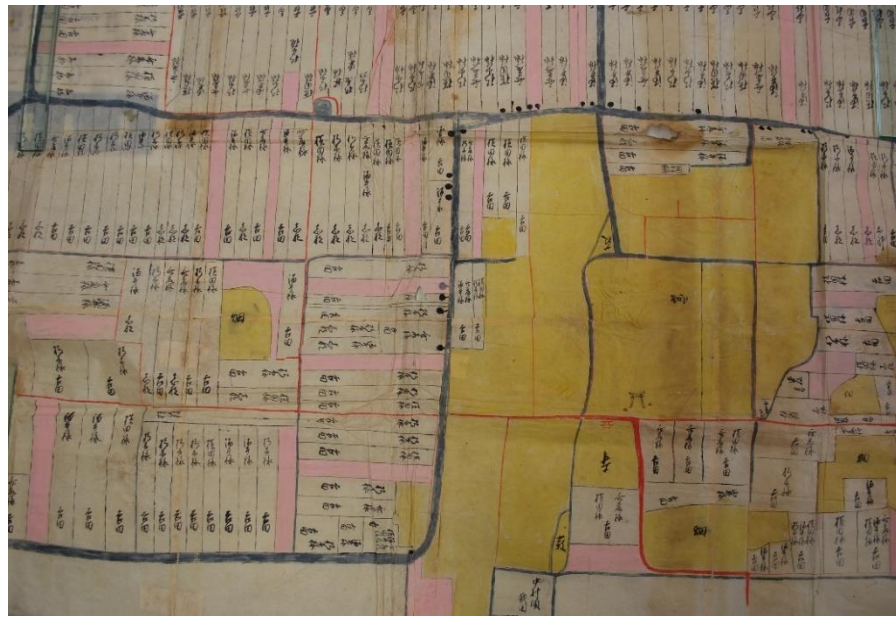


同じ村でも土地を治めるお殿様が違う…！？

慶長5年(1600)、関ヶ原合戦を境に村々の領主支配に大きく変化が見られました。旧栗太郡(現在の草津市・栗東市など)の村々でも、こうした流れに逆らうことなく、この時期に領主による土地支配が大きく組み替えられました。その後全国的にしばしば領主の領地変えが行われるようになりましたが、元禄期



(部分)

(1688~1704)に至って大きく変動が見られ、この時に確定された所領配置が、以後おおむね幕末まで固定されることになります。

ところで、近江国内では彦根藩や膳所藩が支配する一村一領主が多いのですが、本市域を含む旧栗太郡や旧野洲郡などでは、ひとつの村を複数の領主が支配する「相給(あいきゅう)」と呼ばれる状態になっている事例が数多くありました。平井村などでは7人の領主がいる非常に錯綜した例も見られます。また、志那・吉田村では、中世以来の郷村(ごうそん)というかたちから近世の村として「村切り」を行おうとしましたが、両村の農民の耕作地が、相互に錯綜して所在したため村切り、すなわち境界を定めることができなかったケースもあります。村切りとは村の境界を画定し、相互の出入作(でいりさく)の状態を入れ替えて、他村に耕作地をもつ農民がいない状態をつくらうというものです。吉田村では、慶長7年(1602)の検地帳で、志那村の農民が吉田村の農地を耕しているものを出作人として位置づけ二村を面的に区分けしようとしていることがうかがえますが、延宝7年(1679)の検地帳では、出作としては取り扱わず、吉田村の検地に志那村の役人が案内人として立ち会い、検地帳に署名

よしだむらえず
吉田村絵図
(草津市蔵)

捺印をしたことは、「吉田村」が「志那・吉田村」として扱われたということになります。元禄11年(1698)に500俵以上の蔵米取(くらまいとり)の旗本を地方知行に引き上げた「元禄の地方(じかた)直し」の結果、志那村171石のうち76石と、吉田村763石のうち631石は、天領と旗本の横田氏・酒井氏・斎藤氏からなる「志那・吉田村」、さらに淀領の「志那村」95石、「吉田村」131石からなる複雑な支配形態となりました。

この絵図は、吉田村の錯綜した領主の支配状況をうかがえる絵図で、耕作地一筆ごとの区画にそれぞれ「志那」「吉田」と、「横田様」「斎藤様」「酒井様」「朽木様」など領主である旗本の名前が記されています。耕作地に記載がないものは淀藩の所領で、着色されているのが吉田村、着色のないのが志那村となっています。絵図からは、隣り合う耕作地でも領主が異なるといった非常に複雑な支配形態ではありますが、実際の村においては仲睦まじくすることが議定として両村で取り交わされており、村のまとまりは決してくずれることはありませんでした。

(令和5年5月・草津宿街道交流館 八杉 淳)